

第4章 県有建物の整備計画

1 計画期間（平成30年度～57年度）

本計画の期間は、平成30年度から、総合管理計画の最終年度である平成57年度までとし、今後10年間で大規模改修・建替えを行う建物は、I期・II期に計画的に取り組みます。また、その他の建物については、老朽化度や施設のあり方の検討状況等を踏まえ適切に対応します。

I 期：平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）

II 期：平成35年度（2023年度）～平成39年度（2027年度）

III期以降：平成40年度（2028年度）～平成57年度（2045年度）

2 県有建物の整備計画（I期・II期）

県有建物の整備計画（I期・II期）については、現時点における施設類型ごとの検討フローを踏まえつつ、現時点におけるそれぞれの整備方針の熟度や老朽化度、県民ニーズへの的確な対応などを総合的に勘案し、財政負担の平準化等にも留意した上で、作成しました。

特に、大規模改修や建替え等の建物整備にあたっては、「県民の命を守る」機能に重点を置き、出先機関の防災活動拠点としての機能強化に向けた地域振興事務所単位での合同庁舎化や警察署の計画的な改修工事を進めるとともに、子ども達の安全確保のための児童相談所や県立学校の改修工事等に取り組みます。

ただし、建物整備を実施するにあたっては建物整備の前提となる課題解決、地元市町村等関係機関との調整が終了したものから、順次実施することとし、経費の節減にも努めてまいります。

また、合同庁舎化にあたって、例えば、地域振興事務所が建替え対象となっても、土木事務所や健康福祉センターなど他の事務所が、比較的新しく当面使用できる場合には、財政負担軽減の観点から、無理に合同庁舎化せずに、当面の対応として建替え対象建物のみを簡易な建物による整備も手法の一つとします。

なお、延床面積は小さいものの487か所ある交番・駐在所の改修等についても、本計画との整合や財政状況を踏まえながら適切に対応します。